

理 由 書

1. 件名

大村都市計画道路の変更
(3・2・5号 中里沖田線の変更)

2. 当該道路の概要及び決定の理由

本道路は、都市計画区域マスタープランにおいて、大村都市計画区域と周辺都市との連携を強化するとともに、住民の通勤・通学や買物などの日常生活の利便性向上に資する道路として位置づけられ、大村市内外の住民に利用されている。また、本道路は、佐賀県鳥栖市を起点とし、長崎県大村市・諫早市を経由して長崎市へ至る延長約137kmの国道34号の一部として都市計画決定された幹線街路であり、地域住民の生活に密接に関連した道路であるとともに、長崎空港や独立行政法人国立病院機構長崎医療センターといった広域的な医療拠点への重要なアクセス機能を担う道路である。

現在、大村市久原2丁目の与崎交差点から諫早市との行政界に至る延長約3,400m区間について、交通渋滞の緩和による移動の円滑化、医療施設への速達性の向上、安全な歩行者空間の確保を図るため、事業を行っている。

今回、地質調査や測量を行い、道路詳細設計を実施した結果、法面勾配や排水計画の変更が必要となったため、区域を変更するものである。また、地表式の区間における鉄道等との交差の構造の立体交差箇所数と幹線街路との平面交差箇所数を変更する。